

日本での犯罪行為に対する刑罰について

窃盗罪 他人の財産的価値のある物を盗むこと	10年以下の懲役又は50万円以下の罰金（刑法235条）
と畜場法違反 と畜場（牛や豚、馬などの家畜を殺して解体し、食肉に加工する施設）以外の 場所で家畜などを食肉処理したり、処理された家畜などを解体したりすること	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（と畜場法第24条）
漁業権侵害罪 漁業権が設定された沿岸域で、あわびやさざえなどの貝類やわかめなどの海藻類な どの水面に定着する魚介類（第一種共同漁業権の対象種）を採取すること 第一種共同漁業権の対象種：あさり、はまぐり、いわがき、こんぶ、ひじき、 うに、なまこ、たこなど ※漁業権は、「一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営む権利」で 海岸線に沿った沿岸域のほとんどに設定されている	20万円以下の罰金（漁業法143条）
森林窃盗罪 私有地の山でキノコやタケノコや山菜などを勝手に採ること	3年以下の懲役又は3万円以下の罰金（森林法第197条）
自然公園法違反 公園内のキノコや山野草を採ること	懲役6ヶ月または50万円以下の罰金（自然公園法第83条）
賭博罪 金銭や物品をかけて勝負を争うこと 原則として単純賭博罪、常習性があるならば常習賭博罪	単純賭博罪：50万円以下の罰金または科料（刑法185条） 常習賭博罪：3年以下の懲役（刑法186条1項）
賭博場開帳図利罪 賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を図ること	懲役3ヶ月以上5年以下（刑法186条2項）
大麻取締法違反 大麻取扱者でなければ大麻を所持し、栽培し、譲り受け、譲り渡し、 又は研究のため使用してはならない ※	所持・譲渡・譲受：5年以下の懲役（大麻取締法第24条の2） 栽培・輸出入：7年以下の懲役（大麻取締法第24条）
薬機法・関税法違反 指定薬物（危険ドラッグ）の輸入・製造・所持・販売・授与・譲受・購入の医 療等の用途以外の用途に使用してはならない ※	3年以下の懲役または300万円以下の罰金、併科する場合もあり（薬機法第84条） 輸入：10年以下の懲役または3,000万円以下の罰金、併科する場合もあり（関税法第109条）

※個人利用目的の場合の規定です。営利目的の場合はさらに重い刑罰が科せられます

